

《研究ノート》

プーフエンドルフの政治思想に関する

一考察

——とくに、『ドイツ帝国国制論』を中心に——

前田 俊文

I はじめに——問題の所在——

神聖ローマ帝国は一八〇六年に崩壊するが、ヘーゲルはその直前に著した未刊の遺稿『ドイツ国制論』のなかで、政治的分裂状態にある帝国の惨状をみて、「ドイツはもはや国家ではない」と嘆息している。なぜなら、イギリスやフランスと異なり国家の統一が遅れていたドイツでは、帝国に從属すべき領邦territoriumが実質的な主権を獲得して領邦国家「territorialstaat」へと発展するに至り、神聖ローマ帝国はもはや国家の実体を喪失し、名目上の存在と化していたからである。

形骸化した神聖ローマ帝国の国制に対する批判は、一六世紀以来、ドイツの国法学者たちの中心的論題となっていたが、そこではとくに、国家としての機能が麻痺した帝国は果たして、アリストテレス以来の伝統的国制区分である三政体——君主政、

貴族政、民主政——のいずれに属するのか、という政体論をめぐる論議が活発になされていた。

一七世紀のドイツを代表する自然法学者、ザムエル・フォン・プーフエンドルフ（一六三二—一九四）もまた、神聖ローマ帝国の政体を研究した一人であった。

プーフエンドルフは、もともと自然法研究をライフワークとしてその思想的営為を開始したが、早い時期から歴史研究にも強い関心を抱き、主著『自然法と万民法』（一六七二年）を完成する五年前に、すでに、セウエリヌス・デ・モンツァンバーノという匿名を用いて、『ドイツ帝国国制論』⁽¹⁾（一六六七年、以下『国制論』と略記）と題する、神聖ローマ帝国の歴史に関する政治文書を著している。

『国制論』は、直接にはドイツ帝国（神聖ローマ帝国）の国制批判を中心主題としていたが、プーフエンドルフはこの著作において、ドイツ帝国の政体に関する国法学者たちの議論を論駁し、帝国の国家形態は三政体のいずれにも分類不可能であった、「変則的な国家」のカテゴリーに属すると主張した。さらにかかれは、『国制論』のなかで、政体の変則性に伴う国内の不和や対立を解決するための改革案を提唱している。

ところで、これまでのプーフエンドルフの政治思想研究においては、もっぱらかれの自然法国家理論（『自然法と万民法』『自然法に基づく人間および市民の義務』）に関する研究に集中し、『国制論』のもつ意義については、ほとんど無視されてきた⁽²⁾。しかし、のちに述べるように、『国制論』において展開さ

れたプーフエンドルフのドイツ帝国に関する国制認識は、かれの自然法国家理論と密接に関連しており、その意味で『国制論』を分析することはきわめて重要であると思われる。それゆえ本稿では、『国制論』を軸にしてプーフエンドルフの政治思想を検討し、プーフエンドルフ研究に一つの新しい視角を提供したい。このさい、私は次の諸点に留意しつつ考究をすすめる。

(一) まず、『国制論』は、神聖ローマ帝国の歴史的批判を中心主題とした政治文書であるという基本的性格に鑑みて、当時のドイツがいかなる政治社会状況にあったのかを検討する。

(二) 次に、自然法国家理論と『国制論』の論理的連関を解明するキー概念である国家形態論のもつ意味を明確にする。

(三) 最後に、プーフエンドルフの帝国改革案を考察することにより、一般に領邦絶対主義の擁護者と考えられてきたプーフエンドルフが、実は、領邦の特殊利害よりも帝国全体の国家利益を優先させ、帝国の国家的統一性を維持するために、ドイツ帝国を連邦国家(Bundesstaat)として再編しようとして試みていたことを明らかにする。

II ドイツの時代状況

プーフエンドルフは、世界最初の国際的宗教戦争である三〇年戦争(一六一八—一四八)の真只中において生を受けたが、ドイツを主戦場として繰り広げられたこの宗教戦争によって、ドイツの社会および経済は徹底的に破壊され荒廃した。平和への

気運が高まるなか、一六四八年にヴェストファーレンの講和条約が締結され、三〇年戦争は終結を迎える。

ところで、この講和条約は一般に、「帝国の死亡証書」と呼ばれている。というのは、この条約によって、帝国等族(Römisches Reich)・帝国議会に出席する資格を与えられた諸身分(Libertät)すなわち、領邦の主権たる領邦高権(Jus territoriale)および同盟締結権が公式に認められたため、領邦がいまや主権国家として台頭し、ドイツ皇帝は全国土を統轄する権能を喪失してしまつたからである。それゆえ、ドイツ帝国は君主政国家というよりも、諸国家の連合体のような政体をとっていたといえる。

さて、ドイツの帝国等族が一六四八年の条約によって領邦高権と同盟締結権とを獲得するまでには長い歳月を要したが、これらがこれらの政治的権利を要求するために唱えてきた標語は、「ドイツの自由」という伝統思想であった。ここで「ドイツの自由」とは、帝国等族の自由と同義である。

帝国等族は、ドイツ皇帝に対しては貴族としての立場にあったが、かれらが「ドイツの自由」を主張することは、ユラ・スタトゥム(Jura statuum)——帝国等族が中世から受け継ぎ、帝国改革の時代(一四八六—一五〇〇)に獲得した特権や大権——、つまり、皇帝に対する既得権の擁護を意味するばかりでなく、領邦における政治的主権を要求することをも意味していた。そして、「ドイツの自由」は、ドイツ皇帝の絶対主義

的な政治権力の伸張を強く阻止したのみならず、皇帝との権力闘争に勝利したドイツ諸侯が、自らの領邦内に絶対的な支配権を確立することを同時に可能ならしめたのである。こうして、帝国等族、とくに一部の有力な選帝侯と諸侯は皇帝の力をも凌駕するほどの政治権力を掌握するに至り、ドイツ帝国の政治的分裂は決定的となる。しかも、帝国議会 [Reichstag: 選帝侯、諸侯、都市の三部会から成る身分制議会] は、全会一致の場合のみ法案が可決されるという大幅な制約を課されていたため、実際には無力な存在であり、衰微した皇帝権に代りうるほどの権限をもつてはいなかった。それゆえ、帝国の統一性を維持する機関はもはや存在しなかったのである。

以上のような政治社会状況を背景として、国法学者を中心に、形骸化した神聖ローマ帝国の国家形態についての論議が盛んに行われた。前述した政体論がその中心的論題であったが、これらの論者たちのなかには、帝国を君主政体としたラインキング、貴族政体とみなしたコンリング、ヒッポリトウス・ア・ラビデー、混合政体とみたりムネウスらがいた。

かれらはいずれも当時のドイツを代表する法・政治学者であったが、これらの論者のなかでもプーフェンドルフが最も注目したのは、ヒッポリトウス・ア・ラビデーなる人物であった。ヒッポリトウス・ア・ラビデーとは偽名であって、実名はボギスラウ・ケムニッツ (一六〇五—七八) という、スウェーデンの女王クリスティーナに仕えた学者であるといわれている。ケムニッツは一六四〇年、この偽名を使って、『我々のローマ』

ドイツ帝国の国家理性に関する論考』という書物を公刊したが、この書物はドイツ帝国の国制を研究する人々の間に激しい論争を巻き起こした。

この著作のなかでケムニッツは、ドイツ帝国の政体を「君主政的に統治された部分〔＝領邦のこと〕から成る貴族政体 *aristocratica monarchice ex parte administrata*」と定義し、帝国の君主政的な統治様式は実状にそぐわず、実質的には、帝国等族がドイツの国政を動かす政治主体となつて、皇帝権による支配に対抗しなくてはならないと主張している。

政体論は本来、研究者自身の政治的実践と深く結びついており、帝国を君主政体とする論者は皇帝権力を、貴族政体とみならず論者は帝国等族の自由¹¹「ドイツの自由」を擁護することをその政治的目標としていたのである。それゆえ、貴族政体を主張したケムニッツは、等族の自由を守り、皇帝権を弱体化させ、帝位を独占していたオーストリア¹²ハプスブルク家を撲滅せんとする政治的意図をもっていたといえよう。プーフェンドルフは、ケムニッツのドイツ帝国国制分析から多くを学び刺激を受けつつも、ケムニッツに対して論争を挑み、かれ独自の国制認識に到達していったのである。

では、プーフェンドルフは、ドイツ帝国の国制をどのようにみていたのか。

III プーフエンドルフのドイツ帝国についての 国制認識

ドイツ帝国の政治社会状況は、プーフエンドルフの国家理論にも明らかに影響を与えている。自然法国家理論の構築にあたって、プーフエンドルフは、社会契約説の基本シェーマである『人間論』自然状態↓社会契約↓主権の設立』という構図に従っていたが、主権論（『自然法と万民法』第七編第三章——第九章）において、かれは、ドイツ帝国の国制をとくに意識した一章を設けている。すなわち、『自然法と万民法』第七編第五章の国家形態論 (De formis reipublicarum) である。

この章で、かれは国家の形態を「規則的な regularis」国家と「変則的な irregularis」国家の二つのカテゴリーに分類している。

プーフエンドルフは、主権は最高かつ不可分なものと捉えていたが、「規則的な」国家とは、主権＝最高権力 (summum imperium) が分割・分離されることなく、一つの意思によって行使されている。つまり、「一つの魂によって指導されている」国家に他ならない。一方、「変則的な」国家とは、それとは対極的な概念であり、主権が分割され、国家的な統一性が見受けられない国家のことと考えられている。

それゆえ、「変則的な国家」は、前述の三政体のいずれにも属せず、また、プーフエンドルフ自身の主権論の根本原理とも一致しない国家形態であった。そして政体のこうした「変則

性」が最も顕著にみられる例として、かれが挙げているのが東西分裂後のローマ帝国と、かれの祖国たるドイツ帝国 (Imperium Germanicum) だったのである。

しかし、プーフエンドルフは、『自然法と万民法』の国家形態論の章においては、かれが「変則的な国家」と規定したドイツ帝国の国制をめぐる具体的な問題点についてはほとんど論じていない。そのことは、『国制論』が『自然法と万民法』の五年前に公刊されていたことも無関係ではないであろう。つまり、ドイツ帝国の国制については『国制論』のなかですでに十分論議されており、改めて『自然法と万民法』の国家形態論の章においてそれについて述べる必要はないとプーフエンドルフ自身が考えていたと思われるからである。この国家形態論の章のなかで、ドイツ帝国の国制を論じた研究者の一人として、かれ自身の匿名であるセウエリヌス・デ・モンツァンバーノという名前が挙げられていることにもそのことがうかがわれる。

以上のことから、『国制論』とプーフエンドルフの自然法国家理論が、国家形態論を媒介項として密接に関連していることは明らかである。すなわち、『国制論』は、後に展開されるプーフエンドルフの自然法国家理論体系の一部(国家形態論)を成しているとも考えられ、ドイツ帝国の政体の変則性という問題に中心主題を設定して著された書物であったといえよう。

では、プーフエンドルフはドイツ帝国の政体をどのように考えていたのか。この点については、かれは『国制論』第六章「ドイツ帝国の国家形態について」において論じている。

前述したように、かれはドイツ帝国を「変則的な国家」の一種とみており、帝国の国家形態は規則的な政体のいづれにも分類されえないと主張する。したがって、かれは、国法学者たちを中心に展開されていたドイツ帝国の政体論——君主政、貴族政、混合政体——をすべて批判する。しかし、かれがとくに鋭い攻撃を浴びせたのは、当時、有力な学説であった貴族政体説と(制限)君主政体説である。

貴族政体説については、帝国等族の自由即ち「ドイツの自由」を擁護するために、帝国が貴族政体であると主張したケムニッツをブーフエンドルフは槍玉にあげている。それではなぜブーフエンドルフはドイツ帝国を貴族政体とはみなさなかつたのか。それは主権に対するかれの考え方と大いに関係している。ブーフエンドルフは『自然法と万民法』において貴族政の特質を次のように考えている。貴族政では、国家の構成員即ち市民のなかで、選ばれた少数の市民即ち貴族が合議体を構成し、この合議体が国務の運営にあたっての最高権力を有しており、議員である貴族は議会の決定に必ず服さねばならない、つまり、ブーフエンドルフは貴族政の本質は「最高の主権を確固たる、永久の議会あるいは合議体に委託すること」にあるとみていたわけである。それゆえ、貴族政体においては、国政を行う合議体が、ブーフエンドルフの主権論の根本原理である最高かつ不可分の主権を担うこととなる。

ところがドイツでは、このような最高主権をもった合議体は存在しない。なぜならば、帝国議會は実際には有名無実であっ

て、定期的に開催されることもなく、帝国議会の構成員である貴族即ち帝国等族が実質的な政治的ヘゲモニーを握っていたからである。こうした根拠に基づいて、かれはドイツ帝国が貴族政体であることを否定する。

ドイツ帝国は貴族政体ではない、と述べたのちに、ブーフエンドルフは、ドイツ帝国は規則的な君主政体でもない、と主張する。君主政体は絶対君主政と制限君主政に区別されるが、皇帝権の実体を考量すれば、帝国が絶対君主政ではないことは明らかである。しかし、かれが帝国を制限君主政ともみないのは次の理由による。

すなわち、ブーフエンドルフの考えによれば、制限君主政といえども、主権は分割されることはなく、「国家の魂」である最高かつ不可分の主権はあくまでも国王(皇帝)がもつものとされる。つまり、制限君主政では、国王(皇帝)は絶対的な政治権力は有せず、権力を濫用しないよう国家の基本法や身分制議會によってその行動が監視されるが、国王(皇帝)はやはり主権者であることにはかわりはない、ということである。ブーフエンドルフは、「最高の(summum)主権」と「絶対的な(absolute)主権」とを峻別する。「絶対的な」主権とは為政者の恣意的な権力の行使を意味するが、「最高の」主権は国家の意思を最終的に決定する権限そのものを意味している。それゆえ、制限君主政においては、「絶対的な」主権は存在しないが、規則的な国家の成立要件である「最高の」主権は存在している。ブーフエンドルフは制限君主政の本質をこのように考えていた

のである。ところが、ドイツ皇帝はこうした「最高の」主権をもってはおらず主権者とはいえない。ゆえに、プーフエンドルフはドイツ帝国が制限君主政体であることも否定するのである。これまでの議論からも明らかのように、(制限)君主政体であれ、貴族政体であれ、一人の君主あるいは合議体に委託された「最高の」主権は、分割されることなく、一つの意思によって行使されるべきことをプーフエンドルフは主張しているのである。

では、ドイツ帝国の政体とは何か。プーフエンドルフは次のように答える。

「ドイツは変則的な政体であって、怪物に似ている。It regnare aliquod corpus et monstro simile」⁽⁹⁾

こう述べた後、プーフエンドルフはドイツ帝国の政体を把握すべき新たな概念として、「諸国家の体系(systemata civitatum)」というカテゴリーを登場させる。「諸国家の体系」とは、複数の主権国家が同盟等によって一個の政治体を形成するが、構成諸国は自国内の政治問題に関しては最高主権を有している、国家連合(Saatenbund)に類似した政体のことである。それゆえ、プーフエンドルフのいう「諸国家の体系」は、厳密には国家とはいえず、主権諸国家のゆるやかな結合体を意味しているものといえよう。

しかし、プーフエンドルフは、ドイツ帝国を「諸国家の体系」そのものとはみていない。というのは、君主政国家としてのドイツ帝国はすでに形骸化しているとはいえず、ドイツ皇帝は

なお、強力な君主政的統治を標榜して、「ドイツの自由」を求める諸侯と対峙しているからである。だが、時代の趨勢としては、皇帝権に対する帝国等族の勝利は確定的であり、規則的な君主政の状態に戻ることはほとんど不可能であった。それゆえ、プーフエンドルフは、ドイツ帝国の政体を、「諸国家の体系」に移行しつつも、いまだに制限君主政的な要素を色濃く残した政体と捉えていたのであった。

ヴェストファーレンの講和条約によって、領邦における主権を正式に認められた帝国等族は、帝国の領域を分断し、自らの領邦を統一国家へと完成させる準備を着実に整えつつあった。「諸国家の体系」というカテゴリーは、そうした帝国の現実を反映した概念に他ならなかったのである。

IV 「ドイツ帝国の病」と国家理性

規則的な国家形態から逸脱し、「変則的で怪物に似た」政体をもつことによって、ドイツ帝国は国内的騒乱や政治的分裂の危機に絶えず曝されてきたが、プーフエンドルフはこれを「ドイツ帝国の病」と呼んだ。

この帝国の「病」は、ドイツが「諸国家の体系」でも、かといって(制限)君主政でもないという国家形態の変則性が原因となつて巻き起こされるとプーフエンドルフは主張するが、具体的には次のような「病」が指摘されている。

まず、皇帝と帝国等族の対立および帝国等族間の競合・反目である。すなわち、皇帝はかつての王権の復活を求めるが、帝

国等族は既得権と領邦内の自治権を保持せんとし、その結果、両者の間には猜疑、不信、謀略が発生する。また、各領邦はそれぞれ異なった統治形態をとっているため、君主政体をとる領邦と自由な気風を重んじる帝国自由都市の間にも激しい対立が存在する。さらに、諸侯間にも世俗君主と教会君主との対抗関係があり、こうした対立状況が「ドイツ帝国の病」をいっそう根の深い疾病たらしめているとプーフエンドルフは考えている。

その他の「ドイツ帝国の病」としては、ローマ・カトリックとプロテスタントとの宗教上の対立、国家歳入と常備軍の欠如、ハプスブルク家による帝位独占、裁判の遅延、貨幣の不統一、諸侯の奢侈、近隣諸国の内政干渉などが問題とされている。これらの帝国の「病」を治療し、ドイツ帝国を再建するための改革案をプーフエンドルフは『国制論』第八章のなかで提起するが、この章は「ドイツ帝国の国家理性について」(Die Einestatus imperii Germanici) という表題がつけられている。

一七世紀のドイツでは、「国家理性」(ratio status) に関する数多くの文献が著されているが、領邦国家台頭の趨勢を反映して、そのほとんどが領邦君主の絶対主義を擁護したものであった。たとえば、前述したケムニッツは、『我々のローマ・ドイツ帝国の国家理性に関する論考』のなかで、帝国の「国家理性」を考察しているが、国等族の自由を主張することで、結局のところ、領邦絶対主義を基本的に容認していたのである。

しかし、プーフエンドルフが唱える「国家理性」は、領邦絶

対主義を推進する理論的武器ではなかった。つまり、かれのいう「国家理性」とは、国等族の特権・利益を擁護するものではなく、帝国全体の国家利益をはかることをまず第一に意味していたのである。それゆえ、プーフエンドルフが主張する、ドイツ帝国の「国家理性」の理念は、ドイツ帝国の「病」を治療し、健全な状態へと回復させることをその目的としていたといえる。では、かれはどのような帝国改革案を考えていたのか。

ドイツ帝国の再建にあたって、プーフエンドルフはまず、ドイツが「諸国家の体系」という状態に近づきつつあることを前提条件とする。つまり、ドイツ帝国を構成している諸領邦がその政治的独立性をますます強めたため、ドイツは多数の主権諸国家のゆるやかな結合体に変容しつつあるとかれはみていたのである。しかし、このことは同時に、帝国が国家としてのまとまりを次第に失いつつあることも意味していた。帝国の国家的統一性の維持を第一の目標としていたプーフエンドルフにとって、ドイツが完全に「諸国家の体系」に国家連合に移行するのを防ぐことが、帝国改革における最大の課題であったといえる。なぜなら、「諸国家の体系」に移行することは、ドイツが一個の国家としてのまとまりを喪失し、完全に崩壊してしまうことに他ならなかったからである。

帝国の国家的統一性を維持するため、たとえばかれは、ドイツ帝国を構成する同盟諸国(領邦)の主権を制限することを試みる。すなわち、同盟諸国家間に紛争が起こった際に、その審議・裁決は、公平な第三者の立場にある同盟国に委ねられるが、

この裁定を係争中の当事国が受け入れない場合には、残りの同盟諸国がこの執行を強制できるものとしている。このような措置は構成諸国の主権の最高性を侵害することなくしては不可能であり、マイネッケが指摘しているように、国家連合ではなく連邦国家においてのみ可能な提案であった。なぜなら、連邦国家では構成国(州)の自治権は国家主権に從属し、必要な場合には制限されうるからである。

プーフュンドルフのこうした主張の中に、同盟国(領邦)の特殊利害よりも帝国全体の国家利益¹¹「国家理性」を優先させていこうとする、かれの基本的姿勢が見受けられる。それゆえ、プーフュンドルフは、ドイツ帝国を国家連合¹²「諸国家の体系」ではなく、連邦国家として再建しようと試みていたように思われる。というのは、連邦国家であれば、各領邦の自治権をある程度認めつつも、帝国は最高主権を有する統一国家として存続することが可能であったからである。もちろん、連邦制の構想はプーフュンドルフにおいていまだ未成熟ではあったが、かれの帝国改革案を敷衍すれば、明らかにかれは連邦制を標榜していたといえよう。

さらにプーフュンドルフは、皇帝とともに帝国全体に関わる国内的・国際的問題を審議する恒久的な合議体(consilium)が設立されることを提案している。プーフュンドルフがドイツ帝国の国家的統一性を実現する機関として考えていたのは、ドイツ皇帝ではなく、この恒久的な合議体であった。

この合議体は帝国議会よりも強い権限をもつ機関と考えられ

ている。というのは、帝国議会は一六六三年、レーゲンスブルクに常置されて以来、もはや国家意思決定の最高権力機関ではなく、各領邦使節の会議へとその地位を押し下げられていたが、プーフュンドルフが考えていた合議体は、帝国議会のように全会一致の場合にのみ審議が可決されるという制約はなく、決定はすべて多数決によって行われるとしたからである。しかも、同盟諸国の代表から構成されるこの合議体は連邦議会としての性格を強く帯びていた。プーフュンドルフは、この恒久的な合議体が最高権力をもって帝国の統治を行うことが、帝国が「諸国家の体系」¹³「国家連合」と移行するのを防止する手段であると考えていたのである。「自然法と万民法」のなかでかれは次のように述べる。

「もし、¹⁴同盟国が自発的に一個の合議体の……最高主権に服すれば、(諸国家の)体系が、完全な国家(civitas perfecta)に結合することも可能である。」

つまり、ドイツ帝国の最高主権を創出する恒久的な合議体を設立することによって、帝国の崩壊を防ぐことに、プーフュンドルフは一縷の望みを託していたのである。

以上のことから、プーフュンドルフを領邦絶対主義のイデオログとのみ規定することの誤りが明らかにされたといえよう。なぜなら、プーフュンドルフには、個別の領邦国家の特殊利益を超えた、ドイツ帝国全体の国家利益¹⁵「国家理性」を考察していこうとする強い姿勢が見受けられるからである。

(一) Samuel von Pufendorf, *De Statu Imperii Germanici*

ad Laetium Fratrem, Dominum Trezolani Liber Unus
 (邦訳 *De Statu Imperii Germanici* と略記¹⁴⁸⁾) など
 ナキヤトシ Edmund Bohun ヲ¹⁴⁹英訳版 *The Present State of Germany* (London : Printed for Richard Chiswell, at the Rose and Crown in St. Pauls Churchyard, 1696) を使用した。

(2) 『自然法に基く人間キヤノ市の民の義務』 *De Officio Hominis et Civis juxta Legem Naturalem Libri Duo* は、初學者用の入門書として『自然法と万民法』 *De Jure Naturae et Gentium Libri Octo* を要約したもので、一六七三年に公刊された。

(3) ナカキヤ¹⁵⁰ Hans Weizel *Die Naturrechtslehre Samuel Pufendorfs* (Berlin : Walter de Gruyter & Co., 1958), Horst Denzer, *Moralphilosophie und Naturrecht bei Samuel Pufendorf* (München : Verlag C. H. Beck, 1972) は、プーフマンズルッフの法・政治思想を扱った代表的研究書であるが、『國制論』に引くものは、その言及をほとんど無視する。

(4) Cf. S. v. Pufendorf, *De Jure Naturae et Gentium Libri Octo*, Frankfurt & Leipzig, 1759, Unveränderter Nachdruck (Frankfurt a. M. : Minerva G. M. B. H., 1967), VII, vi, §10. (邦訳 *De Jure Naturae et Gentium*

と略記¹⁴⁸⁾)

(5) *De Statu Imperii Germanici*, p. 152.

(6) Vgl. F. Meinecke, *Die Idee der Staatsräson in der neueren Geschichte*, herausgegeben und eingeleitet von W. Hofer (München : R. Oldenbourg Verlag, 1957), S. 267.

(7) *De Jure Naturae et Gentium*, VII, v, §21. ナカキヤ¹⁵¹ 認出¹⁵²したことは Carnegie Endowment for International Peace の英訳版を参照した。

* 本稿を作成するにあたって、次の文献から多くの示唆を得た。

小笠原弘親「プーフマンズルッフの契約理論」〔飯坂良明・田中浩・藤原保信編著『社会契約説——近代民主主義思想の源流——』(新評論'一九七七年)所収〕

倉島隆「プーフマンズルッフの政治思想研究についての一断面」〔『日本大学法學紀要』第二五巻所収〕

Leonard Krieger, *The Politics of Discretion : Pufendorf and the Acceptance of Natural Law* (Chicago & London : The University of Chicago Press, 1965) 〔ナカキヤ¹⁵³ 邦訳として次のものがある。倉島隆訳『プーフマンズルッフの政治思想』(時潮社'一九八四年)〕 (一橋大学大学院博士課程)